



佐賀県公報

平成16年
11月1日
(月曜日)
第 12527号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

四 事業の認定をした理由

(1) 法第二十条第一号の要件への適合性について

佐賀県公報

平尾児童遊園建設事業（以下「本件事業」という。）は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十条に規定する児童厚生施設に関する事業であり、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第二条第一項に規定する社会福祉事業の用に供する施設に関するものであるため、法第三条第二十三号に該当する。

よって、本件事業は、法第二十条第一号に掲げる要件を満たすと判断される。

(2) 法第二十条第一号の要件への適合性について

児童福祉法第三十五条第三項の規定により市町村は都道府県知事に届け出て児童福祉施設を設置することができること、一般会計等により既に財源措置を講じてこと等から、起業者である佐賀市は、本件事業を実行する権能を有すると認められる。

よって、本件事業は、法第二十条第一号に掲げる要件を満たすと判断される。

(3) 法第二十条第三号の要件への適合性について

ア 本件事業の施行により得られる公共の利益について

現在、平尾地区には公園等の児童の遊び場がなく、公園等へ行くためには交通量が多く交通事故の発生も多い国道又は市道を横断しなければならず、児童が交通事故に巻き込まれることが懸念される。

本件事業で平尾地区に児童遊園を設置することにより、児童が安全で安心して遊べる場が確保されるとともに、児童の健康を増進し、情操を豊かにすることに寄与することが見込まれる。また、平尾公民館の隣接

(2) 使用の部分
なし

佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬字二本杉地内

佐賀県知事 古川康

● 佐賀県告示第六百七十五号
土地收回法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により、次のとおり事業の認定をした。
平成十六年十一月一日

- 一 起業者の名称
佐賀市
- 二 事業の種類
平尾児童遊園建設事業
- 三 起業地
(1) 収用の部分

地に設置することにより、地域住民との交流の場、当地区に継承されている雅楽の体験の場となることも見込まれる等、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと判断される。

イ 本件事業の施行により失われる利益について

工事が小規模であり周辺環境への影響は小さいものと考えられること、事業計画に対する地域住民の反対がないこと等から、本件事業の施行により失われる利益は軽微なものと判断される。

ウ 代替案について

起業地は、三候補地について、地域住民との交流の場としての利用等の社会的条件、工事内容等の技術的条件及び工事費、維持管理費等の経済的条件を総合的に勘案して検討がなされた結果、最も適切な候補地と認められる平尾公民館隣接地が採用されている。

エ 比較衡量

アで述べた得られる公共の利益とイで述べた失われる利益を比較衡量した結果、本件事業の施行により得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められるとともに、ウで述べたように起業地は他の候補地と比較して最も適切であると認められることから、本件事業は法第二十条第三号の要件を満たすと判断される。

(4) 法第二十条第四号の要件への適合性について

近年、核家族化の進展、女性の就労の増加等により、児童を取り巻く環境が大きく変化し、さらに出生率の低下、遊び場の不足等児童健全育成上憂慮すべき事態が進行しており、次代を担う児童が健やかに生まれ育つための環境づくりが緊急の課題となっている。また、(3)のアで述べた問題を速やかに解消する必要があることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

また、本件事業に係る起業地の範囲は、児童遊園の目的を実現するための広場、遊具等の整備に必要な範囲であると認められる。

さらに、収用の範囲はすべて本件事業の用に恒久的に供されるものであることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

よって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第二十条第四号に掲げる要件を満たすと判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は法第二十条各号の要件をすべて満たすものと判断されるため、同条の規定に基づき事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の一第二項の規定による図面の縦覧場所

佐賀市環境課

●佐賀県告示第六百七十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年十一月一日から平成十六年十一月三十日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年十一月一日

佐賀県知事 古川康

		道路の種類 及び路線名	道路の区間			延長 メートル
			区	間	の	
一般国道	三八五号					
前		神埼郡三田川町大字箱川字松本一四 一二番二地先から 神埼郡三田川町大字田手字杉三ノ角 五一二番一地先まで	後	幅員 メートル	変更前 後	
		二七・九	一七・〇	九六八・二		

●佐賀県規則第六回七十七号

道路法（昭和11十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定による、次の
る道路の供用を開始する。

ルの区間を表示した図面が、平成十六年十一月一日から平成十六年十一月三日
十日まで佐賀県交通政策部道路課及び神埼土木事務所において一巻の縦覧に供
する。

平成十六年十一月一日

第12527号

報 告 佐 賀 県 公

平成16年11月1日(月)

3

○ 公 告

北部地区新設中高一貫校新築工事基本設計業務について、公募型プロポーザ
ル方式による建築設計共同企業体の選定手続を次のとおり実施します。

平成16年11月1日

取支等命令者
佐賀県県土づくり本部建築住宅課長 内田純夫

1 業務内容等

- (1) 業務名 北部地区新設中高一貫校新築工事基本設計業務
- (2) 業務内容 基本設計
- (3) 履行期間 平成17年1月上旬から平成17年7月下旬まで
- (4) 主要施設概要

ア 建築場所 佐賀県唐津市鏡新開3156番地1他

イ 用途及び規模 用途 校舎、体育館、柔道場、弓道場及びプール
延べ面積 約12,700平方メートル

2 共同企業体に関する事項

(1) 構成員の資格要件

ア オリジナルの構成員が次の資格要件を満たすこと。

(ア) 県内に本店を有するものであること。

(イ) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則（昭和28年佐
賀県規則第21号）第2条第2項による建築士事務所の認定を受けてい
ること。

(ウ) 県内において建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定によ
る一般建築士事務所の登録を受けていること。

(エ) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領によ
る指名停止を、本委託の参加申請書の提出期限日（平成16年12月3日）
から契約の日までの間、受けていないこと。

イ 共同企業体の代表者は、次の資格要件を満たすこと。

(ア) 一般建築士が3人以上勤務していること（平成16年10月1日におけ
る常勤者に限る。）。

(イ) 元請（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20パーセント
以上の場合に限る。）として過去10年間（平成6年10月1日から平成
16年9月30日まで）に、学校施設で延べ床面積1,500平方メートル以
上のものの建築設計業務実績を有すること。

(ウ) 学校施設で延べ床面積1,500平方メートル以上のものの建築設計業
務実績を有する主任技術者を専任で配置できること。
ウ 共同企業体の代表者以外の構成員は、次の資格要件を満たすこと。
(ア) 一般建築士が2人以上勤務していること（平成16年10月1日におけ
る常勤者に限る。）。

(イ) 元請（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20パーセント

	(1) 開催日時 平成16年11月8日(月) 9時30分 (2) 開催場所 佐賀県庁新行政棟11階112号会議室
5	参加表明書の提出日、提出場所及び提出方法 (1) 提出日 平成16年11月12日(金) 9時から17時まで (2) 提出場所 佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当 (3) 提出方法 参加表明書の提出者は、説明書に基づき参加表明書を作成し持参すること。
6	参加申請書の提出期限、提出場所及び提出方法 (1) 提出期限 平成16年12月3日(金)の16時まで (2) 提出場所 佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当 (3) 提出方法 参加申請書の提出者は、説明書に基づき参加申請書を作成し持参すること。
7	その他 (1) 詳細は説明書によります。 (2) 参加表明書を提出しない者は、参加申請書を提出することができません。 (3) 参加申請書に関するヒアリングを行うことがあります。
8	問い合わせ先 佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当 電話 0952-25-7166
3	県営住宅アベニュー与賀団地(仮称)建設工事設計業務について、公募型プロポーザル方式による建築設計共同企業体の選定手続を次のとおり実施します。 (1) 配布期間 平成16年11月1日(月)から平成16年11月12日(金)まで (土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の9時から17時まで (2) 配布場所 佐賀県県土づくり本部建築住宅課施設整備計画担当(佐賀市城内一丁目1番59号)
4	資料作成説明会の開催日時及び開催場所

(3) 履行期間 平成16年12月中旬から平成17年2月下旬まで	(イ) (ア)の建築設計業務実績を有する主任技術者を専任で配置できること。
(4) 主要施設概要	ウ 共同企業体の代表者以外の構成員は、次の資格要件を満たすこと。 (ア) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則第2条第2項 イ 用途・構造等 用途 県営住宅
ア 建築場所 佐賀県佐賀市光三丁目	構造 木造
イ 用途・構造等 用途 県営住宅	延べ面積 50~70平方メートル/戸
基本設計 40戸	基本設計 40戸
実施設計 8戸	実施設計 8戸

2 共同企業体に関する事項

(1) 構成員の資格要件

ア サべての構成員が次の資格要件を満たすこと。

(ア) 県内に本店を有すること。

(イ) 県内において建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定による建築士事務所の登録を、本委託の参加申請書の提出日(平成16年12月3日)までに受けていること。

(ウ) 佐賀県建設工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領による指名停止を、本委託の参加申請書の提出期限日から契約の日までの間受けていないこと。

イ 共同企業体の代表者は、次の資格要件を満たすこと。

(ア) 佐賀県建設工事等入札参加資格の審査等に関する規則(昭和28年佐賀県規則第21号)第2条第2項による建築士事務所の認定を受けており、かつ、一級建築士が3人以上勤務していること(平成16年9月1日における常勤者に限る。)。

(イ) 元請(共同企業体の構成員としての実績は出資比率が20パーセント以上のものに限る。)として過去10年間(平成6年9月1日から平成16年8月31日までの間)に、共同住宅又は長屋建て住宅で延べ面積が200平方メートル以上のものの建築設計業務実績を有すること。

(2) 構成員の数

2社とします。

(3) 出資比率

すべての構成員が、30パーセント以上の出資比率であること。

(4) 代表者の要件

代表者の出資比率は、構成員中最大であること。

(5) 共同企業体の存続期間

ア 委託業務を受託した場合

委託契約の履行後3箇月を経過した日まで

イ 委託業務を受託しなかった場合

委託契約の受託者が確定した日まで

3 説明書の配布期間及び配布場所

(1) 配布期間 平成16年11月1日(月)から平成16年11月12日(金)まで
(土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の9時から17時まで

(2) 配布場所 佐賀県県土づくり本部建築住宅課

(佐賀市城内一丁目1番59号)

4 資料作成説明会の開催日時及び開催場所

(1) 開催日時 平成16年11月8日(月)11時

(2) 開催場所 佐賀県庁新行政棟11階112号会議室

5 参加表明書の提出日、提出場所及び提出方法

(1) 提出日 平成16年11月12日(金) 9時から17時まで

(2) 提出場所 佐賀県県土づくり本部建築住宅課

(3) 提出方法 参加表明書の提出者は、説明書に基づき参加表明書を作成し持参すること。

6 参加申請書の提出日、提出場所、提出方法及び評価基準

(1) 提出日 平成16年12月3日(金)の9時から16時まで

(2) 提出場所 佐賀県県土づくり本部建築住宅課

(3) 提出方法 参加申請書の提出者は、説明書に基づき参加申請書を作成し持参すること。

(4) 評価基準

ア 提案の的確性、独創性及び実現性

イ 実施方針の妥当性

ウ 施設への理解度及び取組み意欲

7 その他

(1) 詳細は説明書によります。

(2) 参加表明書を提出しない者は、参加申請書を提出することができません。

(3) 参加申請書に関するヒアリングを行うことがあります。

(4) 本件設計業務に基づく工事の指名競争入札を後日行いますが、その際、本件設計業務について選定された建築設計共同企業体の構成員は、実施設計を行う8戸の住宅の工事の指名から除外されます。

8 問い合わせ先 佐賀県県土づくり本部建築住宅課住宅整備担当

電話 0952-25-7165